

国民年金だよ



障害年金制度について

公的年金制度には、主に自営業

者などが加入する国民年金や、会社員などが加入する厚生年金があります。こうした制度に加入中に病気やけがで障害が残ってしまった場合は、※初診日に加入していた制度によって、「障害基礎年金（国民年金に加入）」又は、「障害厚生年金（厚生年金に加入）」が支給されます。

※初診日・障害の原因となった傷病について、初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日

◇障害基礎年金額（定額）

○1級 97万4,125円

○2級 77万9,300円

※平成30年度の額です。年金額は毎年度変わります。

・受給者に生計を維持している子（18歳になって最初の3月31日までの子）がいる場合は、加算があります。

○2人目まで（1人につき）

22万4,300円

○3人目以降（1人につき）

7万4,800円

障害基礎年金を受けるには、次の要件に該当していることが条件となります。

①初診日に被保険者であること

初診日において、国民年金に加入している方又は、国民年金の被保険者の資格を喪失した後、年金を受給する前の60歳以上65歳未満の国内居住者である方。

また、初診日が20歳未満であった場合でも、20歳に達した日に1級又は2級の障害の状態にある時などは、障害基礎年金が支給されます。

ただし、20歳未満のため、保険料を納付していないことから、一定以上の所得制限があり、所得額に応じて全額または半額が支給停止になる場合があります。

②保険料の納付要件を満たしていること

初診日の前日において、次のいずれかの要件を満たしていることが必要です。

(1) 初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の3分の2以上の期間について、保険料が納付または免除されていること

(2) 初診日において65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと

※20歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合は、納付要件はありません。

③障害認定日に規定の障害の状態にあるか

※ 障害認定日に障害の状態が1級または2級（障害厚生年金については1級〜3級）に該当する。

または、障害認定後に、障害の程度が増進し、65歳になるまでに障害の状態が1級または2級（障害厚生年金については1級〜3級）に該当すること

※障害認定日・障害の原因となった傷病の初診日から起算して1年6ヵ月を経過した日、または1年6ヵ月以内にその傷病が治った場合（症状が固定した場合）はその日

◇障害年金の対象となる病気やけが

障害年金の対象となる病気やけがは、手足の障害などの外部障害のほか、精神障害やがん、糖尿病などの内部障害も対象となります。

障害認定基準は、「国民年金・厚生年金保険 障害認定基準」に基づいています。障害の程度によって、受けられる年金には1級と2級がありますので、障害の程度が該当していると思われる場合には、年金事務所又は、役場窓口にご相談ください。

(注) 身体障害者手帳の等級とは異なります。

障害年金の手続きについては、初診日において、厚生年金加入中の方は年金事務所に、国民年金加入中の方は年金事務所又は、役場窓口にお問い合わせください。

◇お問い合わせ先

住民課戸籍年金医療グループ
電話34-2121内線413
日本年金機構 旭川年金事務所
電話0166-72-5002